

令和5年度第1回

立川市介護保険運営協議会会議録

令和5年4月22日（土）

立川市福祉保健部介護保険課

■ 日 時：令和5年4月22日（土曜日）午後1時00分～3時00分

■ 場 所：立川市役所2階 208・209会議室

■ 出席者：（敬称略）〔 ◎会長、○副会長 〕

◎	日本社会事業大学 教授	下垣 光
○	りは職人でい	南雲 健吾
	弁護士	岡垣 豊
	東京税理士会立川支部	有馬 達也
	一般社団法人立川市医師会 副会長	富上 雅好
	社会福祉法人立川市社会福祉協議会	山本 繁樹
	立川市民生委員・児童委員協議会 副会長	河野 はるみ
	東京都多摩立川保健所	橋本 雅美
	敬愛ホーム	深澤 英輝
	老援団幸町居宅介護支援事業所	峰岸 康一
	立川訪問看護ステーションわかば	尾崎 多介代
	公募市民（第1号被保険者）	齊藤 千枝子
	公募市民（第1号被保険者）	西村 徳雄
	公募市民（第1号被保険者）	三浦 康浩
	市民公募（第2号被保険者）	宮本 直樹
	市民公募（第2号被保険者）	吉田 愛

[職員]

副市長	田中 良明
保健医療担当部長	浅見 知明
介護保険課長	高木 健一
介護保険課介護給付係長	大川 幸紀
介護保険課事業者係長	脇門 淳
介護保険課介護保険料係長	久保島 力
介護保険課介護認定係長	名越 康行
介護給付係	稲福 秀哉
高齢福祉課長	村上 満生
高齢福祉課業務係長	永山 一徳
高齢福祉課在宅支援係長	石垣 裕美
高齢福祉課介護予防推進係長	丸山 清孝

[委託事業者]

株式会社グリーンエコ	近藤 雅彦
------------	-------

午後1時00分 開会

○介護保険課長 ただいまから第1回立川市介護保険運営協議会を開催させていただきます。

本来であれば、まず初めに清水市長から皆様への辞令伝達と今年度、検討を進めていただく高齢者福祉介護計画策定に関する諮問をさせていただくところであるが、市長はあいにく別の公務に出席をされており、田中良明副市長により行わせていただく。また諮問についてであるが、本来であれば会長を選出した後に副市長から会長に対して諮問をさせていただくことになるが、スケジュールの関係で辞令伝達に続いて諮問をさせていただく。そのため、一旦委員の代表を決め、その方に諮問文をお受け取りいただきたいと考えており、その対象を資料1の委員名簿の一番上の下垣様をお願いしたいと思うがいかがか。

(「異議なし」の声あり)

○介護保険課長 それでは、そのようにさせていただく。なお、後ほど本協議会の会長、副会長の選出をお願いするが、それまでは私が議事の進行を行うので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、副市長から辞令の伝達をさせていただきます。

【1. 辞令伝達、諮問および副市長あいさつ】

○副市長 下垣光様。立川市介護保険運営協議会委員に任命する。令和5年4月1日から令和8年3月31日まで。令和5年4月1日、立川市長清水庄平。よろしくお願い申し上げます。

(田中副市長より各委員に委嘱書、辞令を交付)

○介護保険課長 続いて、副市長から挨拶がある。

○副市長 本日はお忙しい中、この運営協議会にお集まりいただき感謝申し上げます。市長は公務のため、市長に代わり一言挨拶をさせていただきます。ただいま、委員の皆様へ辞令を交付させていただきましたが、令和5年から7年度まで3年間となるので、ぜひ御協力をお願いしたいと思います。

介護保険運営協議会は条例で設置されており、重要な会議体であるので、本市の高齢者福祉介護計画の策定に関する審議、あるいは高齢者に関する全般の施策展開に当たって審議をお願いすることとなっている。特に介護保険制度は、平成12年(2000年)にスタートし、現在で四半世紀、24年ということで長く国民にも定着している認識である。こうした中でも高齢化社会の進展とともに、要介護高齢者の増加に伴う保険給付費の増加、介護人材の確保の問題、様々な取り巻く環境によって維持することが非常に困難な課題という認識である。委員の皆様の中には2040年ということで、高齢者人口のピークを迎え、直近では2025年、後2年経つと社会で非常に貢献していただいた団塊の世代が75歳を迎えるということで、この方がまた10年先となると2035年には、介護問題の最大のターニングポイントになるかと認識している生産年齢人口の減少等があるので、本市としても今、この時期に、将来に向けて検討をしなければいけないという認識であるので、運営協議会の皆様には計画づくり、そして介護施策展開の非常に重要な問題についての御審議をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

○介護保険課長 次に副市長から当協議会に対し、計画策定に当たっての諮問をさせていただきます。

○副市長 立川市介護保険運営協議会 会長 殿。立川市長 清水庄平。

第9次立川市高齢者福祉計画及び第9期立川市介護保険事業計画策定について(諮問)。

立川市介護保険条例第19条の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

諮問事項

- 1、立川市高齢者福祉計画の策定に関すること。
- 2、立川市介護保険事業計画の策定に関すること。
- 3、その他上記計画の策定に関して必要と認める事項。

以上である。よろしくお願ひ申し上げる。

○介護保険課長 副市長は別の公務があるので、ここで退席をさせていただきます。

○副市長 よろしくお願ひ申し上げます。

(副市長が退出)

○介護保険課長 それでは、次第2に移る。保健医療担当部長から挨拶をさせていただきます。

【2. 保健医療担当部長あいさつ】

○保健医療担当部長 昨年度から引き続きの委員の方々、あるいは新たに着任された委員の方々、今年度よろしくお願ひ申し上げます。

先ほど、副市長から挨拶があったので、私は極めて簡潔に挨拶させていただきます。この運営協議会は介護保険の運営協議会ということで、まさに介護保険の制度設計、制度運営、こういったものが主になるかと思うが、もう少し幅を広げて、例えば医療の問題、住まいの問題、また生活支援、介護予防の問題を含めて地域包括ケアシステム全体の視点から皆様に御意見をいただければと思う。特に生活者としての立場や実感、視点、こういったものを取り入れ、忌憚のない御意見をいただくことを我々は期待をしている。ほかにも様々な運営協議会があるが、何を話して良い、何を話してはいけない、そういうものではない。幅広い御意見、御議論を期待して、簡単ではあるが挨拶とさせていただきます。何卒、よろしくお願ひ申し上げます。

【3. 委員および事務局職員の紹介】

○介護保険課長 続いて、委員の皆様の自己紹介と事務局の紹介に移らせていただきます。

(各委員より自己紹介)

○介護保険課長 なお、名簿番号の15番、石川恭子委員については、御都合により欠席の御連絡をいただいている。

次に事務局職員の自己紹介に移らせていただきます。

(事務局より自己紹介)

【4. 会長および副会長の互選】

○介護保険課長 それでは、次第に戻り、次第4、会長及び副会長の互選に移る。会長が決まるまでの間、事務局を代表して、保健医療担当部長が仮の座長を務めさせていただきたいと思うが良いか。

(「異議なし」の声あり)

○保健医療担当部長 それでは、会長が決まるまでの間、仮の座長を務めさせていただく。後ほど事務局から資料の説明はあるが、資料4を御覧いただきたい。

資料4、立川市介護保険条例の抜粋である。第23条、ここでは会長、副会長は委員の互選によって定めるとされている。互選の方法としては、指名推薦で行いたいと思うが良いか。

(「異議なし」の声あり)

- 保健医療担当部長 異議がないので、指名推薦で行う。どなたか推薦はあるか。
- A委員 前期も会長を務められた下垣委員にお願いできればと思うがいかがか。
- 保健医療担当部長 ただいま、下垣委員を御推薦いただいたので、下垣委員に会長をお願いしたいと思うがいかがか。
(「異議なし」の声あり)
- 保健医療担当部長 御異議がなければ、拍手で御承認いただければと思う。
(拍手多数)
- 保健医療担当部長 それでは、下垣委員に会長をお引き受けいただきたいと思う。下垣会長に一言いただき、この後の進行については、会長をお願いしたいと思う。
- 会長 御推薦をいただき、会長を務めさせていただくこととなった。本当に力不足なことばかりであるが、皆様の活発な御意見をうまくつなげていながら、より良いものにしていくために御協力させていただければと思っている。よろしく願い申し上げる。
早速ではあるが、副会長の選出についてお諮りしたいと思う。私としては、前期の協議会で副会長を務めた南雲委員にお願いできればと思うのですがいかがか。
(「異議なし」の声あり)
- 会長 御異議がなければ拍手で御承認いただければと思う。
(拍手多数)
- 会長 それでは、南雲委員に副会長をお願いしたいと思う。
- 副会長 ただいま、御推薦をいただいたので、引き受ける。会長のサポートをさせていただくので、よろしく願い申し上げる。
- 会長 これより会議に入る。事務局より願います。

【5. 介護保険運営協議会についての説明】

- 介護給付係長 それでは、資料の確認をさせていただき、その後に介護保険運営協議会について説明を行う。
(配布資料の確認)

続いて、資料4および資料4-2の介護保険条例の設置と各検討会の設置要綱に基づき、介護保険運営協議会と運営協議会内の2つの検討部会について、簡単に説明を行う。

資料4を御覧いただきたい。介護保険運営協議会であるが、立川市介護保険条例の第19条にあるとおり、市長の諮問に応じ、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定、変更及び評価、介護保険事業の運営その他の介護に関する必要な事項を審議し、またこれらの事項について市長に建議する機関となっており、具体的には第2条に掲げる6つの項目について調査、審議していただくことになる。

1つ目は介護サービスに関する相談及び苦情の解決に関する事項。2つ目は市の介護に関する施策に関する重要事項。3つ目が介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定及び変更に関する事項。4つ目が介護保険事業計画および高齢者福祉計画の実施状況及び評価に関する事項。5つ目が地域密着型サービスに関する事項、最後にその他、介護保険制度に関して協議会が必要と認めた事項について調査審議することとなる。協議会の委員は17人以内となっており、今期は17人の方に委員をお願いしているが、その内訳として、第22条のとおり市民の方、学識経験を有する方、保健医療福祉の関係団体

及び介護サービスに従事する方で構成をしている。また本協議会の中には、計画策定等調査検討会と地域密着型サービス調査検討会という2つの検討会を設置しており、それぞれ設置要綱が設けられている。設置の目的や御審議いただく内容等については、要綱に記載のとおりであるが、この2つの検討会については、各委員がいずれかの検討会に入らせていただくこととなる。各検討会の割り振りについては、資料1の委員名簿の右側の欄に計画・地域とあり、皆様の御経歴や従事されている業務等を勘案して決めさせていただいている。市民委員の方については、年齢や性別等のバランスを考慮して分けさせていただいている。特に問題がなければ、この割り振りをお願いしたいと思う。なお、協議会及び各検討会の開催回数、開催日程等については、後ほど説明させていただく。

次に本協議会及び検討会の公開について説明する。本協議会等は個人情報等を扱うものではないので、立川市審議会等会議公開規則に基づき、原則として公開とさせていただく。ただし個人情報等を扱う場合や公開にふさわしくない案件を協議する場合は、その部分のみ非公開とさせていただく場合もあるので、あらかじめ御了承いただきたい。また協議会等の議事録に関しては、後日、市のホームページで公開する。議事録の確認等については、メールや郵送等をお願いするので、あらかじめ御了承いただきたい。なお、皆様の机上に3月22日に開催した令和5年度第4回の議事録を配布している。こちらについては、内容を確認していただき、おおむね1週間後までに訂正等があれば御連絡をいただければと思う。

なお、今期からの委員の皆様については、こういう形で議事録を作成しているということを御承知おきいただければと思う。

【6. 議題（1）立川市の介護保険の概要について】

- 会長 それでは、議題に入る。議題1の立川市の介護保険の概要について事務局から説明をお願いします。
- 介護給付係長 資料5、立川市の介護給付の概要を御覧いただきたい。介護保険給付に関する概要をまとめたものである。1ページをご覧ください。

令和5年4月1日現在の立川市の人口は、185,552人であり、65歳以上の人口は、45,923人である。そのうち9,064人が立川市の要介護認定を受けている状態となっている。65歳人口は、全体の24.75%、4分の1は65歳以上で、その4分の1の中でさらに2割位、9,064人が要介護認定を受けている。

下の表に記載のとおり、総人口は増加し、それを上回る速さで高齢者人口は増加している。少し特徴的なこととして、65歳から74歳は既に人口が減少し、それに対して75歳以上が増加しており、先ほどの話にもあったが、団塊の世代が75歳以上になっていくというところが、こういったところで例外なく起きていると考えられる。

認定者数を御覧いただくと、もう一つ特徴があり、認定者数9,064人のうち、85歳以上の方が4,508人で、認定者数のうち85歳以上の認定者数が半分程度となっている。被保険者数では、85歳以上の割合は6分の1程度しかないことを考えると、やはり85歳以上になると要介護要支援になる可能性が非常に高くなる。

次に要介護認定者数の推移について説明する。2ページの表とグラフは、平成31年度から令和4年度までをまとめたもので、要介護認定者数は右肩上がりであり延び続けている。高齢者数自体も増加している中、認定率も上昇している。要介護度別の内訳としては、要支援1が平成31年度は1,749人のとこ

ろ、令和4年度では1,631人と減少している。特徴としては、要支援1が減少し、要介護2はあまり変化せず、それ以外の要介護認定度は徐々に増加している。今まで、立川市の要介護度の内訳としては、要支援1が比較的多い傾向があったが、今後変わってくると考えている。

第8期までの事業計画での見込みとの比較については、2ページの下の表を御覧いただきたい。計画での要介護認定者数と実績者数では、合計者数では-1.05%となっており、計画の見込みではマイナスになっているが、それぞれ要支援2、要介護1、要介護3・4・5では増加しており、絶対数が増加している。計画数値自体は、計画値を下回っているが、被保険者数の伸びが計画値も少なかったために、少し低めに出ている。認定率自体は、計画より少し増加しているので、おおむね見込みどおりになっているものと考えている。

次に3ページ、4ページを御覧いただきたい。こちらはサービス利用状況で、(1)在宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスの推移となっており、①と②が在宅サービスと施設サービスの比較である。在宅サービスは、家でホームヘルパーであるとかデイサービスとか、サービス事業者を利用された方の人数であり、これは6,400人程度で、施設のサービスを利用している方が②で、おおむね1,234人前後となっている。施設サービスの中で、特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設というが、こちらはおおむね740人程度となっている。立川市で要介護認定を受けている9,000人位のうち、在宅でサービスを受けている人が6,400人位、施設サービスを受けている人が1,200人位、そのうち特養に入っている人が740人位となっている。そうすると何百人か介護サービスを利用していない人というのが出てくるが、おおむね介護認定を受けたけれども入院中であるとか、介護保険のサービスを受けたが程度が軽く、認定はしているけれども、ほかのサービス、介護予防の事業に参加している人が多いと考えている。

次に、介護保険料について説明する。5ページを御覧いただきたい。上から下に向けて所得が多くなっていく方たちを表しており、所得段階という形で、保険料年額も下に向かって多くなっていく。

ここで特徴的なのは第1段階、ここは生活保護の世帯や年金収入等の合計が80万円以下の方、低所得である方となっている、構成比を御覧いただくと構成比が一番多くなっており18.8%。構成比が2番目に大きいのは、第7段階の15.8%なので、低所得者の比率は、高いと言える。ただし、低所得者で保険料を払うのが大変だという方が多く、第3段階の介護保険については、国の消費税を財源として負担軽減が行われ、低所得者の保険料負担を抑える施策が行われている。

次に6ページを御覧いただきたい。こちらは、介護保険制度開始の平成12年の第1期から令和4年度の現在の第8期までに至る、立川市の介護給付費の予算決算額と介護保険料の推移をまとめたものである。上の表の一番右に立川市と日本全国の平均を比較したものを記載しており、第4期までは立川市は全国よりも少し高く、第5期で全国平均を下回ったが、第6期、第7期で全国平均を少し超え、第8期でまた下回っている。介護給付費の決算額については、平成12年度、第1期のときの決算額と令和4年度の見込みであるが、37億円から129億円に延び、92億円の増加で、増加率は、3.5倍程度となっている。これだけ増えている理由としては、決算値が3倍以上になっているので、結局、保険料も右肩上がりで上ってしまっている形になっている。

立川市は、第6期に5,880円に値上げして以降は、最後に7、8期と据置で進めてきている。介護給付費の延びの理由としては、細かい分析まではしていないが、基本的には要介護認定者数の増加によるサービス料の増加や介護報酬改定の影響と考えている。ちなみに介護認定者数の増加は、平成12年か

ら令和4年に比べると大体2.8倍程度で、平成12年度は認定者数が3,200人程度で、それが現在は9,000人程度となっている。

次に、7ページを御覧いただきたい。こちらは保険料の国の基準表との比較である。介護保険料は65歳以上の第1号被保険者の方と40歳から64歳までの第2号被保険者に負担いただいている。第1号被保険者については、第1期は2,911円だったのが第8期は6,000円位で約2倍。第2号被保険者については、健康保険に合わせてお支払いをいただいている保険料であるが、こちらも最初は2,000円から3,000円程度だったものが、今は7,000円弱ぐらいの金額に増加している。

次に、8ページを御覧いただきたい。こちらは、平成24年度から令和4年度までに、立川市で補助金を交付したり公募等を行って整備した介護保険事業者の一覧となっている。平成24年から令和4年まで、地域密着型特別養護老人ホームであるとか、グループホーム等、こういった形で立川市は計画に基づきサービス基盤の整備に務めており、基本的には公募で選定している状況となっている。

最後に9ページを御覧いただきたい。こちらは介護保険制度における低所得者に対する施策をまとめたものである。①と②については、国の制度で、①の高額介護サービス費というのは、1月あたりの介護保険料サービス利用料がそれぞれの方の所得等に応じた月の限度額を設定し、それを超えた場合、申請をするとその超えた金額を返すという制度である。内訳については第2段階が多くなっている。②の特定入所者介護サービス費については、特別養護老人ホームや、老人保健施設等に入所したときに、部屋代と食事代がかかるが、こちらは基本的に自己負担であり、負担が大変な方がいらっしゃるということで、一定額以上の食費や居住費は払わなくてよく、それ以上は税金等で負担しますという制度である。

③立川市介護保険サービス等利用費用負担軽減事業については、立川市独自の事業となっており、令和2年度、令和3年度はそれぞれ支給者数が110人、112人で、給付額は3,200万程度と3,800万程度となっている。こちらは何らかの事情で生活困窮してしまい、生活が困窮して介護保険サービス料金を負担することができない方で、生活保護等になるが、何らかの事情で生活保護の認定ができないような方について、立川市の事業の中で費用の負担を軽減する制度となっている。立川市においては、生活が困窮し介護保険のサービスを受けることができないというのは、比較的避けられるような形で行っている。必要なサービスの事業のうち、費用負担が困難な場合の負担割合であるが、利用費用の7割～10割程度、収入の多さ、貯蓄の量によって後日お返しする制度となっている。

○会長 ただいまの説明について、意見、質問等はあるか。

○B委員 介護サービスの利用者数で、訪問介護と通所介護の総合事業の利用者数を教えていただきたい。

○介護給付係長 今回の資料には記載していないため、後ほど御提示する形でよいか。

○B委員 よろしく願います。

○介護給付係長 6月には、令和4年度の決算の状態でお出しすることはできると思う。

○C委員 立川市介護保険サービス等利用費用負担軽減事業というのは、他の自治体でも行われているものなのか。また、この金額は介護保険の予算内で運営されているのか。

○介護給付係長 他の自治体ではあまりない。社会福祉法人による利用料軽減というのものが、国も東京都も推進しているものであるが、軽減率は25%である。立川市がそれを上回っているということで、今のところ、立川市のように実施しているのは千代田区等で、いくつかあるぐらいである。予算に

については、一般会計の予算で、特別会計ではなく市の財源で行っている事業である。

- 介護保険課長 補足をさせていただく。ほかの自治体もこういった独自の軽減事業を行っているが、多くは訪問介護、ホームヘルプサービスを対象とするところが多く、立川市では全サービスを対象にしており、なおかつ、負担は所得により7割を軽減したり、あるいは10割を軽減するもので、10割を軽減するっていうことは負担がないということである。この事業については、介護保険事業で行っておらず、一般会計として行っている。
- D委員 第1号被保険者の介護保険料の所得段階であるが、立川市は14段階である。これは市部では平均的なものなのか。
- 介護保険料係長 市部では14段階は平均的だと考えている。ただ、私が知っている範囲で、区部だと世田谷区などが17段階近くあり、最高額が3,500万円位。市部においても武蔵野市が最高額が5,000万円位まで設定されていると記憶している。
- 介護保険課長 合計所得金額がそれぞれ4,000万円ぐらいに設定をされるという話であるが、世田谷区の場合は、一番最高の段階の方は年額30万円位負担をしている状況である。
- E委員 4ページについて、今、コロナ等々であって、令和4年度の決算が終わってからということだが、コロナ等々でかなりサービスで定員割れ等があったと思うが、定員が決まっているものに関しては稼働率を出すことは可能なのか。
- 介護給付係長 立川市の給付の状態だと、市の介護給付データ上では稼働率は出せない。稼働率を出すとしたら、施設に直接聞く必要がある。理由としては、特別養護老人ホームや老人保健施設等は、その所在以外の利用者も入れることができ、立川市だけというのは分からない。
- D委員 今の深澤委員の質問とも絡むが、在宅系のサービスの供給量はお示しいただいているが、先ほど冒頭の御挨拶があったとおり、介護人材の確保が難しくなっており、提供したくてもできないというような状況が今生まれているかと思う。次期計画に当たって、事業所側の人手不足感などの調査がどの様に計画されているか、教えていただきたい。
- 在宅支援係長 介護人材不足の課題に関しては、今までは介護保険サービス事業所独自の努力によって、人材確保に努めていたところだと思うが、今後は行政も一緒になって、介護保険課、高齢福祉課一緒になって、介護保険事業所とともに介護人材の確保、人材育成に取り組んでいくということで準備をしており、また御報告させていただく。
- 介護給付係長 去年行った事業者向けの調査に、人材確保に関する調査等を行っており、その数字で分かるころがあれば、こういうものを利用して出していきたいと考えている。
- 介護保険課長 第8期の計画では、介護人材の確保として、介護職員の初任者研修や介護福祉士実務者研修の受講費用を事業者が負担をした場合に、この費用の補助を行っている。そういう研修の補助を通して、事業所の人材確保の支援を行った。そのほか、ハローワークが行っている就職セミナーに市が共催をしたりして、人材確保に取り組んでいるが、やはり人材確保は喫緊に取り組まなければいけない課題であるので、第9期ではこれ以外に新たな取組をしていかないと、確保が難しいと考えているので、また皆様から貴重な御提案等をいただければと思っている。
- D委員 今、介護保険課長から重要な御指摘があったとおりだが、非常に重要な課題なので、この協議会でも重要な論点になると思うが、例えば立川市は今、小学校4年生全員に認知サポーター養成講座を実施したりであるとか、立川に東京都社会福祉協議会の福祉人材センターがあったりだとか、いろいろ

な試みがされているので、総合的な取組が必要な状況ではないかと思う。小学校4年生の認知サポーターもそうだが、例えば中学生等も含めて、福祉について学ぶ機会だとか、介護について学ぶ機会を増していく試みだとか、あと東京都の福祉人材センターのいろいろな取組があるので、そこと連携をしていくとか、いろいろな段階で介護等について学んだり、知ったりする機会というのは非常に重要だと思うので、皆様といろいろな意見交換できたらと考えている。

○会長 数字ではまだここに上がっていない話ではあるが、85歳以上の層については、認知症の出現率は非常に高く、要介護認定全体の中で見ると、認知症の方で要介護認定の方のパーセンテージが高い。85歳の平均寿命は下がることはなく、上がっていくので、今までの計画策定では75歳を一くりにしていたのを、85歳以上の方がどれだけ増えていくのかということ踏まえて計算をしていかないといけなくなっていると思うので、準備をよろしく願います。

では、次に議題の(2)立川市高齢者福祉介護計画について、事務局から説明をお願いします。

【6. 議題(2)立川市高齢者福祉介護計画について】

○介護給付係長 立川市高齢者福祉介護計画について説明する。今年度この運営協議会の委員の皆様にご審議いただき、高齢者福祉介護計画は第9次の高齢者福祉計画と、第9期の介護保険事業計画を合わせた総称で、計画期間は令和6年度から令和8年度までの3か年となっている。第8期計画の基本理念は「個人を尊重し、人と人がつながり、住み慣れた地域で、その人らしい生活ができるまちづくり」としていた。これを実現するために、8つの基本目標を定め、目標ごとに施策の方向性を示し、様々な取組を行っているところである。このような内容について、御審議の上、答申をまとめ、市長に答申していただくこととなっている。この計画、次の第9期、第9次の計画策定に当たっては、この第8期の計画の振り返りとともに昨年度実施した市民アンケートの結果を踏まえて、事業の見直しや充実などを行いながら、新たな事業の実施を進めていくことを考えている。

○会長 第8期の計画そのものも結構なボリュームの資料でもあるので、今後振り返的なことでお気づきのことがあれば、どんどん事務局に連絡をしていただいても良いかと思う。形式的にいうと、いろいろなことを継続していく話にはなるが、ただ、見直さなければいけないところが非常に重要になってくる。先ほど言った、年齢層の問題も変わってきているところもあるし、確実に変わってくるのは世帯形態で、独り暮らしの方がかなり増加したようになってきたときに、今までと同じで良いのかどうかということも問われるし、後あまり書かれてない、いろいろな世代であったり、課題と横でつながってる話というのをどう見ていかなければいけないかということも入ってくることもあるし、介護人材の話もあるし、いろいろ見直して今まで以上に考えなければいけないことを、ぜひ計画に関わる委員の方は、よくお考えいただければと思う。

○D委員 今の会長のお話にあったが、人口動態はかなり正確に予測ができると思う。80代以上とか、85歳以上の方が、5年後、10年後、どういう年齢構成になっていくのかや、世帯構成数がどういう推移で予測ができるのかというのは、出るものなのか。

○高齢福祉課長 正確な高齢者の人数でいうと、基本的には国勢調査が一番正確だと思う。令和2年の数字で、一人暮らしの高齢者の方が大体12,500人ぐらいだったと思うが、令和2年の段階でもそのぐらいいるということは、今後2040年に一人暮らしの高齢者だけでもかなり増えている状況ではあるし、認知症でいうと、日常生活自立度が高い方がかなり増えている状況なので、それが2040年になっても

さらにまた増加するというところで、85歳の年齢だけではなく、認知症の方が増えていくことについても、準備をしていかなければいけない状況で、そこに対する具体的な対策、事業について、皆様の御意見を伺いながら、いろいろな案を出して研究していかなければいけないと考えている。

○D委員 昨日の成年後見の権利擁護支援検討会で、在宅支援係長が発言されていたが、今、身寄りのない方が増加している中で、元気で一人暮らしをしていたが脳卒中になり、いきなり病院に入院し、病院の治療が終わったが返す宛てが分からない、連絡先が分からないという連絡が病院から地域包括支援センターや、行政窓口に入ることが多くなり、社協のあんしんセンターとかと連携を取るわけであるが、そういう状況の方が増えてくる。身寄りがなく、連絡先がなく、高齢で、孤立傾向になってしまう方が増えていくというのは、多分今後の予測だと思う。どの世帯もそうだが、その身寄りのない方への支援も含めて、いろいろ検討していかなければいけない、そういう状況になっていくかと思う。

○会長 そういう検討課題は大きい。孤立している人だとか、そういういろいろ考え方がたくさんあり、ただ、でも確実に介護家族がいることが前提の話では済まなくなってきたことが多くあるということ念頭に置かなければいけないというのは、抜本的に考える話になるので、すごく難しいとは思いますが、皆様の知恵をいただきながら、できることを考えていくってということなのかなと思っています。

では次に、議題（3）の令和5年度介護保険運営協議会の開催予定について、説明をお願いします。

【6. 議題（3）令和5年度介護保険運営協議会の開催予定について】

○介護給付係長 令和5年度介護保険運営協議会の開催予定について、資料2と3を御覧いただきたい。介護保険運営協議会の委員の任期は、今年度から3年間で、今年度の令和5年度においては、先ほど諮問をさせていただいた、高齢者福祉介護計画について御審議いただき、答申をいただくことが大きな柱の一つとなる。今年度の開催日程と各回の主な検討事項は資料2と3のとおりである。基本的には資料2に書いてあるとおり、全体の協議会が6回で、計画策定等調査検討会を5回開催させていただく予定である。今回を含め、全体の協議会を4月と6月、2回開催した後で、計画策定等調査検討会で具体的な作業を進めていただき、次に10月の協議会に中間報告をしていただく。それで、さらに検討を重ね、来年1月の協議会までに答申の案をまとめ、2月の協議会で答申を御提示していただくような予定となっている。アンケートや前回お渡しした課題の抽出等はお渡しするので、それを基に事務局である介護保険課、高齢福祉課で、次回の6月の運営協議会までに、第8期の振り返りと、計画の骨子や全体のイメージをお示しし、全体としてはこういう方向で進めたいというのを審議していただくことになる。全体的にその方向で進めましようとなれば、それぞれの個別の第1回計画策定等調査検討会で説明していただくような感じで作業を進めていく。

高齢者福祉介護計画策定に係る審議を行うのは、この介護保険運営協議会となるが、外部の方から構成される、地域包括支援センター運営協議会、在宅医療・介護連携推進協議会があり、そことも内容をやり取りして、それぞれの協議会の意見等を、この高齢者福祉介護計画に反映できるようにしていきたいと考えている。また、庁内の委員会である立川市高齢者福祉介護計画策定連絡会も開催し、市のほかの部署とも連携して、計画を策定したいと考えている。

このように、本年度は計画策定のための答申作りを中心に御審議をいただくが、地域密着型サービス調査検討会も開催したいと思っている。地域密着型サービス調査検討会では、主に地域密着型サービス事業所の選定等を行っていただくことになるので、事業者選考を依頼する場合の協議会及び検討会に

については、最初に説明があったが、法人の内部情報を取り扱うことから、非公開で開催させていただきたいと考えている。開催日程については、10月と11月の介護保険運営協議会の日程がまだ出し切れていない。会場の都合等により、今回のように土曜日の開催や、たましんR I S U R Uホール等、市役所以外になることもあるかもしれないが、また改めて日程等調整をさせていただければと思っている。

令和6年度、7年度については、改めてスケジュールや御審議いただく内容をお知らせしたいと考えている。全体の協議会を年4回から5回程度の開催で、検討会については、計画策定後の計画策定等調査検討会はほとんど開催の予定はない。地域密着型サービス調査検討会については、3回程度開催させていただくことになる場合があると考えている。

○介護保険課長 私から補足をさせていただく。

計画策定スケジュールの作業項目の中で、計画の素案、計画の原案、パブリックコメント、答申について説明する。

計画素案については、皆様から御議論いただいた内容を反映し、計画の素案を作っていく。計画の素案は9月～11月の3か月かけて素案作りを進めるということになる。素案ができれば、12月の市議会の厚生産業委員会に報告をして、そこでまた議員から御意見をいただく。いただいたものでその素案に、これは含めなければいけないというものを含めた形で、12月の中旬から約3週間、パブリックコメント、市民意見公募を行う。ここで市民意見公募を行い、いただいた御意見の中で、これは計画に盛り込まなければいけないというものを事務局からこの場にて報告を行う。報告をして、盛り込むということで、最終的に計画になるのは、計画原案という形になる。この原案については、3月の議会に報告を行い、特段問題がなければ3月末に計画決定ということで、4月から「第9次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」がスタートするという流れとなっている。

それと、地域密着型サービス調査検討会だが、まだ日程はお示しできていないが、現在5月中旬に開催する予定ということで調整をしているところであり、決まり次第御連絡申し上げる。

○保健医療担当部長 若干補足させていただく。

この計画のスケジュールを御覧いただいたと思うが、市全体の計画の今後の進め方といった視点で申し上げますと、立川市の長期総合計画が10年計画であり、現計画は令和6年度で計画期間が終わる。そうすると、次期長期総合計画は令和7年度から10年計画となる。今年度が長期総合計画の、例えば市民のワークショップ、また庁内の策定委員会、さらに議会での委員会等々、具体的にこれから進むといった状況で、まさにこちらの高齢者福祉介護計画は、長期総合計画よりも1年前に策定される。したがって、今後御議論をいただく、この計画のビジョン、理念、目標等が、その後の長期総合計画に反映するといった流れになるので、我々も庁内含め、こちらの計画は十分にアピールしていきたいというふうに思うし、今後の10年計画にも反映させるといったところの視点で、これから策定をするということなので、我々も力が入っているので、ぜひ引き続きこういった視点でも御議論いただければと思う。

○会長 ぜひ活発な御意見をいただきながら、このスケジュールで進めていけたらと思うので、よろしく願います。

では、次に議題の4、「第9期介護保険事業計画基本指針の基本的な考え方について」について、事務局より説明をお願いします。

【6. 議題（4）第9期介護保険事業計画基本指針の基本的な考え方について】

○介護給付係長 それでは、次第6の（4）第9期介護保険事業計画基本指針の基本的な考え方について説明させていただきます。

資料6は、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会で今年の2月27日分の写しである。2ページ目では、介護保険事業計画の基本的な考え方について述べられている。介護保険は法律に基づき、3年ごとに計画を策定することになっている。主に介護を必要とする方々への介護サービスの量を見込み、介護給付に必要な費用を求めた上で、介護保険料を算定することになる。

次に4ページ、こちらは基本指針の構成である。基本指針では、第1にサービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本事項、第2に市町村介護保険事業計画の作成に関する事項を記載されることとなる。市ではこの第2の市町村の介護保険事業計画の作成に関する事項に基づいて検討していくことになる。

6ページでは基本指針のポイント（案）が記載されている。次期計画では、団塊の世代が全員75歳以上になる2025年を迎えることとなり、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上の人口が急増し、医療・介護双方のニーズが増える一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。これを踏まえて、見直しのポイント（案）では、地域の人口動態や介護サービスの見込みを踏まえて、施設・サービスの種別の変更、既存施設や事業所の在り方を含めて検討すること。医療と介護の連携強化が重要になっていくこと。中長期的なサービス需要の見込みを介護サービス提供事業者も含め、地域の関係者と共有しながら、行政だけではなく、いろいろ地元の事業所も含めて、課題を共有しながらサービス基盤の在り方を議論すること、在宅サービスの充実が重要だとされている。

次に「2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組」では、地域包括支援センターの負担軽減や質の確保、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤の整備、介護給付の適正化を行うための取組の重点化、内容の充実となっている。

最後に「3. 地域包括ケアを支えるための介護人材の確保や生産性向上」では、介護サービス事業所の財政状況等の見える化を推進することなどが挙げられている。

今の内容は、先ほどこの運営協議会の中でもお話した内容とかぶるところも大分あるので、こちらの指針の見直しのポイント（案）を含め、見直しをしながら進めていくこととなっている。

次に8ページを御覧いただきたい。こちらは見直しのポイント（案）になる前に、見直しに関する意見として、令和4年12月の社会保障審議会介護保険部会から提出された意見の概要である。左に、地域包括ケアシステムの深化・推進に係る意見が記載されている。

次の9ページを御覧いただきたい。ここでは介護現場の生産性の向上、制度の維持、可能性の確保について記載されている。介護保険としては、右側の「2. 給付と負担」を御覧いただきたい。こちらは、1号保険料と負担の在り方と、事業者の負担について記載されている。第1号被保険者の保険料と負担の在り方については、まだ結論が出ていないので、令和5年度中も引き続き議論を進めていくとされている。

次に利用者の負担割合、実際に介護サービスを使ったときの負担割合については、現在所得に応じて1、2、3割の3段階となっているが、このうち2割以上の負担を求める、一定以上所得の判断基準の見直しを検討しており、今年の夏までに結論を出すとされている。

もう一つ。老人保健施設等の多床室、相部屋の室料負担についても令和5年度中に検討を行い結論を

出すとしている。

その他は、現在は利用者負担上限とされているケアマネジメントに係る費用の件と、軽度者への生活援助サービス等の給付の在り方については、この第9期で行わず、次の第10期までに結論を出すとしている。立川市においても、介護保険事業計画策定に当たり、国の方針、厚生労働省による基本指針を踏まえ、ほかの自治体と同様に策定をしていくこととなっている。

- 会長 厚生労働省といっても、老健局というところが出しているのです。結局、子どもやいろいろな問題等が重なるときにどうするかみたいな話は書かれていない。したがって、ここを現場としての実際の自治体とすれば、介護の話だけで終わりにしないで、大きなビジョンで進めていかないと、お金がだんだんなくなっていく、後ろ向きな話が前提になってくる。あと何よりもこれは国が言っている日本全体の話である。立川はどうする、立川の特徴とか、地域特性っていうことを、意識するというふうにしていかないと、ここに流されるだけでは後ろ向きになっていくかもしれないので、これは年頭におきつつ、でもどうするという、プラスアルファをぜひ皆様と一緒にやっていけたらいいのではないかと思います。ぜひ皆様、ここでできることを考えていけたらなと改めて思うところでもあるので、よろしく願い申し上げます。

では、次に議題（5）令和5年度地域密着型サービス事業所の公募について、説明をお願いします。

【6. 議題（5）令和5年度地域密着型サービス事業所の公募について】

- 事業者係長 資料7を御覧いただきたい。

現在の第8期の介護保険事業計画において、地域密着型のサービスの整備については、日常生活圏域の地域のバランスを考慮した上で、整備を進めていくこととなっている。

地域密着型サービスの中で、看護小規模多機能型居宅介護については、「在宅の中・重度の要介護者を支える方策として、未整備の地域に1か所から2か所整備していく」となっている。このサービスを実施する事業所の公募を行ったところ、令和3年度については1事業者から応募があり、事業者選定に至ったが、令和4年度については残念ながら応募がなかった。そのため、令和5年度においても、引き続き事業者の公募と選定の作業を行い、サービスの基盤の整備に取り組んでいきたいと考えている。

具体的なスケジュールだが、5月の中旬頃を開催の目途で日程調整をさせていただき、御案内できればと思っている。あと、2回の計3回だか、地域密着型サービス調査検討会を経て、令和6年の1月頃、第5回介護保険運営協議会において、選定の結果を報告できればと考えている。施設整備に対し、補助の活用ということで、令和4年度から東京都の補助を活用しながら、市の一般財源も投入して、サービス基盤の整備に取り組んでいきたいと考えている。

最後に、現在の市内の看護小規模多機能型居宅介護事業の整備状況であるが、日常生活圏域の南部東地区に1か所、平成31年4月に開所し、この後予定されているのは、北部西地区に1か所で、令和6年の3月開設の予定で準備しているところである。

- F委員 令和4年度について事業者応募がなかったとあるが、この令和4年度の事業者分の枠というのは、令和5年度にプラスされるのか。それとも全く別々なのか。
- 事業者係長 第8期の計画期間中に未整備地域に1か所から2か所整備する。令和3年度は1事業の選定をでき、残りの1事業者について、令和4年度に応募がなかったため、令和5年度に改めて公募をし、令和8年度の計画期間中に2つの整備のめどをつけたいということである。

○会長 地域密着型サービスの話とはずれのかもしれないが、いずれにしろ立川市は広いので、いろいろなサービスが隣接自治体といかに協力できるとか、様々な発想を持っていかないとなかなか整備が大変かなと思う。そういう整備の話も計画の中で取り上げられていけたらと思っている。

以上をもって、本日予定していた議題等は終了したが、事務局から連絡事項はあるか。

【7. その他】

○介護給付係長 事務局から幾つか連絡がある。

まず、今回諮問させていただいた高齢者福祉介護計画の策定にあたっては、前回の3月にアンケートの結果の概要とアンケート調査結果から見た課題をお渡しした。作り方としては、報告書を一番初めに作り、概要を作っている。報告書は細か過ぎて、これをそのまま全部見るっていうのは結構大変だと思う。したがって、課題等を見て、この質問をもう少し詳しく知りたいとか、年齢別に詳しく分析してほしいなみたいな御意見をいただければと思っている。

次に、事務的な話を幾つか申し上げる。委員報酬について介護保険運営協議会や部会に御出席していただいた場合は、一日当たり10,800円(税込み)を振込させていただく。今回初めて委員となられましたお三方については、後日、口座振替依頼書をお渡しする。必要事項を記載されたら、返信用封筒で立川市介護保険課まで御提出をお願いする。提出書類としてマイナンバーカードの写しが必要となるが、マイナンバーカードは源泉徴収の段階に届けば良いので、振込依頼書についてはなるべく早く送り返していただければ、なるべく早くお振込ができるので、お返しいただきたい。マイナンバーカードの写しは少し先でも構わないので、次の会議の当日にお持ちいただければと思う。先ほどの10,800円というのは税込みなので、実際に振り込まれるのは、8,760円となるので、御確認いただければと思う。

次に、今回初めて委員となられる方向けに、本日この後、介護保険に関する説明を行いたいと思うので、もう一度お集まりいただければと思う。時間は1時間程度を見込んでいます。

次に、皆様への御連絡先については、基本的に既にいただいている住所、電話番号、メールアドレスにさせていただいている。変更や、優先順位があれば、申出ていただければ調整するので御連絡いただければと思う。

最後に、次回の介護保険運営協議会は6月21日の水曜日、午後4時からで、今年度水曜日の開催は4時からとなっている。午後4時から6時の少し遅い時間になるが、御協力いただければと思う。会場はこの208・209会議室で、同じ場所である。おおむね1か月前ぐらいになれば、改めて開催通知を送付するので、あらかじめ御承知をいただきたい。また先ほど申し上げたとおり、10月と11月の開催予定がまだ調整中なので、引き続き日程調整させていただければと思う。

○会長 それではこれをもって、第1回介護保険運営協議会を終了する。

午後3時00分 閉会